

神戸大学学報

No. 192

1972.9 庶務部庶務課発行



《神戸大学航空部グライダー「六甲」》

本機は、練習用複座上級グライダーとして初心者から上級者までのあらゆる教育・訓練に適合するよう考慮され設計製作されたものである。構造等は次のとおり。

- 主翼……中央翼と左右外翼の3部分からなり、殆んどは合板で覆われているが、後縁の部分は羽布張りで、翼巾は16mある。
 胴体……鋼管溶接羽布張りで、機首の部分は強化プラスチックで流線型に整形されており、全長は7.96mある。
 尾翼……昇降舵および方向舵は、前縁抗捻筒構造で羽布張り。
 重量(自重)……300kg

目 次

学内規則…………… 2	研 修 等…………… 7
○神戸大学宿日直規則の一部を改正する規則	○昭和47年度近畿地区厚生補導職員研修会
○神戸大学農学部長候補者選考規程	雑 報…………… 7
人 事…………… 3	○財団法人満蒙同胞援護会の解散に伴う業務の引継ぎについて
○異 動	お知らせ…………… 7
○新役職員紹介	○一般職国家公務員の給与勧告について(本学関係分)
○海外渡航	
学 事…………… 6	
○昭和48年度大学院(修士課程)募集要項	

学内規則

◇神戸大学宿日直規則の一部を改正する規則

神戸大学宿日直規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和47年8月25日

神戸大学長 戸田 義郎

神戸大学宿日直規則の一部を改正する規則

神戸大学宿日直規則（昭和43年11月4日制定）の一部を次のように改める。

別表附属農場当直室の項監督者の欄中「農学部附属農場事務掛長」を「農学部附属農場事務長」に改める。

附 則

この規則は、昭和47年8月25日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

[改正理由]

昭和47年4月1日から農学部附属農場に事務長が設置されたことに伴い、農学部附属農場当直室の監督者を改める必要が生じたため所要の改正を行なうものである。

◇神戸大学農学部長候補者選考規程

(趣旨)

第1条 神戸大学農学部長（以下「学部長」という。）候補者の選考については、この規程の定めるところによる。

(選考の方法)

第2条 学部長候補者は、神戸大学農学部専任の教授のうちから農学部教授会（以下「教授会」という。）の議に基づき、学長が選考する。

(選考の事由および時期)

第3条 学部長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行なう。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出て教授会で承認されたとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

2 教授会は、前項第1号の場合においては任期満了の2月前までに、第2号および第3号の場合においては遅滞なく、学部長候補者選考の手続を開始しな

ければならない。

(教官による選挙)

第4条 学部長候補者の決定の参考とするため、農学部専任の教授、助教授、講師および助手により選挙を行なう。

2 前項の選挙は、選挙権を有する教官の会議（以下「選挙権者会議」という。）において単記無記名投票により行ない、不在者投票は認めない。

3 前項の選挙権者会議の構成員は、開催の日現在において在職する教官とする。

4 第2項の選挙権者会議は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、開催日の5日前までに学部長が招集通知をしなければならない。

5 白票および意思不明の投票は、無効とする。その他投票の効力に関して疑義があるときは、選挙権者会議が判定する。

(学部長候補者の決定)

第5条 教授会は、前条の選挙の結果を参考にして学部長候補者を決定する。

2 前項の教授会は、農学部専任の教授をもって構成し、構成員の3分の2以上の出席により成立し、出席構成員の3分の2以上の賛成により議決する。

3 第1項の教授会は、開催日の5日前までに招集通知をしなければならない。

(定足数の計算除外)

第6条 第4条の選挙権者会議および前条の教授会の定足数計算にあたっては、外国に在る者および休職中の者は構成員の数から除外する。

(辞退の原則的禁止)

第7条 教授会において学部長候補者に決定された者は、原則として辞退することができない。ただし、教授会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教授会が辞退を承認したときは、あらかじめ第4条の選挙を行ない、第5条により学部長候補者を決定する。

(学部長の任期)

第8条 学部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。（規程の改正）

第9条 この規程の改正については、教授会において

出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

2 前項の教授会の構成員、定足数および招集通知については、第5条第2項および第3項の規定を準用する。

(雑則)

第10条 この規程の実施上または解釈上に問題がある

ときは、教授会が定める。

附 則

この規程は、昭和47年8月7日から施行する。

[制定理由]

神戸大学農学部長候補者を選考するため制定するものである。

人事

◇異 動

所 属 部 局	官 職	氏 名	発令月日	異 動 内 容	異動前の所属官職
事 務 局 (経 理 部) 経 理 課		中島 則子	8. 31	辞 職	事 務 補 佐 員
教 育 学 部 (附属明石中学校) (附属明石小学校) (附属幼稚園) (附属養護学校)	校 長	石田 純一	9. 1	併 任	教 授
	教 諭	山本 宗男	〃	採 用	教 諭
		橘 武佐夫	8. 31	辞 職	教 諭
	校 長	石田 純一	9. 1	併 任	教 授
	園 長	〃	〃	〃	〃
事 務 員	教 諭	中林 稔堯	〃	採 用	教 諭
		前田 和子	8. 31	辞 職	教 諭
		多田 真弓	9. 1	配 置 換	教育学部事務員
経 営 学 部	講 師	谷 武幸	9. 1	昇 任	助 手
		中戸 一子	8. 31	辞 職	〃
医 学 部	助 手	立石 博臣	9. 1	採 用	助 手
		宮城 嘉之	8. 31	辞 職	助 手
		高井佐代子	〃	〃	文 部 事 務 官
事 務 員		西原 晶子	9. 1	採 用	〃
	講 師	世良 和明	9. 1	昇 任	医 学 部 助 手
		才口 徳雄	8. 31	辞 職	技 術 補 佐 員
	文部技官 薬剤師	森田 文子	8. 16	採 用	文 部 技 官 准 看 護 婦
	(看 護 部)	湊 テルコ	8. 12	辞 職	〃
文部技官 准看護婦		横田 和美	8. 31	〃	〃
	技能員 看護助手	坂口 京子	9. 1	採 用	〃
(事 務 部) 管 理 課 業 務 課		松本 照子	〃	〃	〃
		長谷川順子	8. 31	辞 職	事 務 補 佐 員
	澤 純子	8. 30	休 職	文 部 技 官 栄 養 士	

	文部技官 栄養士	郷 光男	9. 1	採	用	
	事務補佐員	小川 秋美	8. 15	辞	職	事務補佐員
	事務補佐員	福岡 園子	8. 16	採	用	
工 学 部	事 務 員	植西 賢司	9. 1	採	用	
附属図書館 (教育学部分館)	分 館 長	吉武 夏男	9. 1	併	任	教育学部教授
(教養部分館)	分 館 長	向井 利昌	〃	〃	〃	教養部教授

◆…新 役 職 員 紹 介…◆

(昭和47年9月1日発令)

＊ 附属図書館分館長

教育学部分館長 教授 吉 武 夏 男
 教養部分館長 教授 向 井 利 昌

＊ 教育学部附属明石中学校長, 附属明石小学校長, 附属幼稚園長

教 授
 石 田 純 一
 (大正8年2月1日生)
 — 略 歴 —
 (学歴)
 昭和18年9月
 東京音楽学校甲種師範科卒業

(職歴)
 昭和13年3月 公立学校教員
 昭和18年9月 兵庫師範学校助教授
 昭和26年3月 神戸大学助手(教育学部)
 昭和28年9月 神戸大学講師(教育学部)
 昭和33年11月 神戸大学助教授(教育学部)
 昭和47年5月 神戸大学教授(教育学部)



—以上人事課—

◇ 海 外 渡 航

◎ 出 発

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	渡 航 期 間	渡 航 中 の 主 な 連 絡 先	備 考
教育学部	助教授	大原 久和	カナダ, アメリカ合衆国	第22回国際地理学会議出席並びに資料収集	47. 8. 1 47. 8. 30		海外研修旅行
教育学部 附属明石 中学校	教 諭	島山 晴雄	カナダ, アメリカ合衆国	カリフォルニア大学における英語研修セミナー受講およびバンクーバーにおける資料収集のため	47. 8. 3 47. 8. 22		海外研修旅行
法 学 部	助教授	浦部 法穂	アメリカ合衆国	マス・メディアの集中と表現の自由に関する研究	47. 8. 16 48. 8. 15	c/o International House University of California Berkeley, Calif. 94720 U.S.A.	外国出張
経済学部 (附属図書館)	助教授 (副館長)	桂 芳男	連合王国, フランス, スイス, オーストリア, ハンガリー, ドイツ連邦共和国, イタリア	欧州諸国における最近の大学図書館機械化の実態調査およびIFLA総会出席のため	47. 8. 23 47. 9. 8		外国出張
医 学 部	教 授	岡本 彰祐	アメリカ合衆国, フランス	国際会議(国際出血血栓委員会等)出席および生理学についての学術研究交換	47. 8. 15 47. 9. 30		海外研修旅行

医 学 部	教 授	柏木 大治	スウェーデン, ノルウェー, ドイツ連邦共和国, スイス, 連合王国, ユーゴスラヴィア, オーストリア, ギリシヤ, イスラエル, タイ, シンガポール, 香港	整形外科学会(英国整形外科学会, ユーゴスラヴィア整形外科学会, 国際整形災害外科学会)出席ならびに整形外科についての講義および意見交換のため	47. 8. 24 47. 10. 22		海外研修旅行
医 学 部	助 手	船原 芳範	アメリカ合衆国, カナダ, メキシコ	第3回血栓・止血国際会議および第5回国際腎臓学会議出席ならびにフィブリン代謝についての研究交換および癌・免疫についての研究のため	47. 8. 15 48. 9. 14	1913B Berryman St. Berkeley, Calif. U.S.A.	外国出張
医 学 部 附属病院	助教授	坂田 政泰	オーストラリア	第1回リハビリテーション医学国際セミナーおよび第12回障害者リハビリテーション世界会議出席ならびに研究交換のため	47. 8. 19 47. 9. 1		海外研修旅行
医 学 部 附属病院	助 手	藤田 久夫	アメリカ合衆国, カナダ	関節疾患の研究	47. 8. 30 48. 3. 31		海外研修旅行
工 学 部	教 授	門田 憲章	アメリカ合衆国	第5回融媒国際会議出席ならびに排気ガス対策に関する研究調査のため	47. 8. 17 47. 9. 3		外国出張
工 学 部	教 授	山田 稔	アメリカ合衆国	国際超高層建築会議に出席のため	47. 8. 17 47. 9. 1		外国出張
農 学 部	教 授	河本 正彦	キューバ, メキシコ, アメリカ合衆国	キューバ国ハバナで開かれる第40回キューバ砂糖技術者会議に出席し, またキューバ国, メキシコ国およびアメリカ合衆国の製糖工業を視察ならびに意見交換のため	47. 8. 21 47. 9. 10		外国出張
農 学 部	助教授	小野 一	カナダ, アメリカ合衆国	カナダ国マニトバ大学で単子葉植物の薬培養による半数体の育成に関する研究およびアメリカ合衆国各地の大学において組織培養に関する意見交換のため	47. 8. 30 48. 8. 29	c/o Dr. E. N. Larter Department of Plant Science, The University of Manitoba, Winnipeg 19, Manitoba, Canada.	外国出張

◎ 帰 国

所 属	官 職	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	帰 国 日	備 考
教育学部	助教授	大原 久和	カナダ, アメリカ合衆国	第22回国際地理学会議出席並びに資料収集	47. 8. 30	海外研修旅行
教育学部 附属明石 中学校	教 諭	島山 晴雄	カナダ, アメリカ合衆国	カリフォルニア大学における英語研修セミナー受講およびバンクーバーにおける資料収集のため	47. 8. 22	海外研修旅行
経営学部	教 授	秋山 一郎	ドイツ連邦共和国, オーストリア, フランス, 連合王国	都市交通問題に関する比較研究およびオーストリア交通学会出席のため	47. 8. 6	外国出張
経営学部	教 授	森 昭夫	ドイツ連邦共和国, オーストリア, スイス, フランス, スペイン, 連合王国, デンマーク, ノルウェー, スウェーデン	企業の財務決定に関する理論および実践の国際比較研究	47. 8. 11	外国出張

医学部	教授	岩井 誠三	連合王国, カナダ	第19回国際小児外科学会出席および国際小児麻酔学会設立準備のため、ならびに小児麻酔について研究交換を行なうため	47. 8. 4	海外研修旅行
医学部	教授	松本 博	アメリカ合衆国	第5回国際薬理学会出席ならびに薬理薬用についての諸問題について研究交換を行なうため	47. 8. 9	海外研修旅行
医学部	助教授	大久保達也	イタリア, オーストリア, スウェーデン	第14回国際皮膚科学会出席並びに学術研究交換のため	47. 6. 4	海外研修旅行
医学部	助教授	鈴木 有明	アメリカ合衆国	第5回国際薬理学会出席ならびに薬物薬用についての諸問題について研究交換を行なうため	47. 8. 9	海外研修旅行
工学部	教授	鳴瀧良之助	アメリカ合衆国	産業視察研修, 特に大規模システムの研究調査	47. 8. 23	海外研修旅行
工学部	教授	向井 正也	ギリシャ, イタリア, ポルトガル, フランス, スペイン, デンマーク	地中海地域の都市, 集落およびその地域環境の建築計画的ならびに意匠学的調査のため	47. 8. 17	海外研修旅行
工学部	助教授	嶋田 勝次	イタリア, スイス, ドイツ連邦共和国, オランダ, ベルギー, フランス, 連合王国	ヨーロッパ各都市における都市建築施設, 住宅団地および都市の現況と計画の調査研究	47. 8. 15	外国出張
工学部	助教授	多淵 敏樹	イタリア, スイス, ドイツ連邦共和国, オランダ, ベルギー, フランス, 連合王国	ヨーロッパ諸国における伝統と現代建築の関連性の調査研究	47. 8. 15	外国出張
工学部	助手	安田 丑作	イタリア, スイス, ドイツ連邦共和国, オランダ, ベルギー, フランス, 連合王国	ヨーロッパ各都市における都市建築施設, 住宅団地および都市の現況と計画の調査研究	47. 8. 15	外国出張

— 庶務課 —

学 事

◇昭和48年度大学院(修士課程)募集要項

研究科	専攻	募集人員	出願期間	試験期日	試験場	合格発表日	備考
法学研究科	私法専攻	22名以内	昭和47年9月11日(月)	昭和47年10月18日(水)	神戸大学	昭和47年10月	第二次選考は
	公法専攻	24名以内	昭和47年9月20日(水)	昭和47年10月20日(金)	法学部学会	30日(月)の予定	行なわない。
経済学研究科	経済学・経済政策専攻	若干名(定員30名)	昭和47年8月1日(火)	昭和47年9月5日(火)	神戸大学	昭和47年	
	国際経済専攻	若干名(定員13名)	昭和47年8月15日(火)	昭和47年9月7日(木)	経済学部学会	9月14日(木)	
経営学研究科	経営学専攻	17名	昭和47年8月14日(月)	昭和47年9月6日(水)	神戸大学	昭和47年	第二次選考を
	会計学専攻	13名	昭和47年8月23日(水)	昭和47年9月7日(木)	経営学部学会	9月14日(木)	行なう。
	商学専攻	16名					
理学研究科	数学専攻	約10名					第二次選考を
	物理学専攻	約10名	昭和47年9月4日(月)	昭和47年10月2日(月)	神戸大学	昭和47年10月	行なう予定で
	化学専攻	約10名	昭和47年9月13日(水)	昭和47年10月3日(火)	理学部学会	3日(火)の予定	ある。
	生物学専攻	約8名					
	建築学専攻	12名					
	電気工学専攻(A)	8名					

工学研究科	機械工学専攻	14名						
	土木工学専攻	12名						
	工業化学専攻	8名	昭和47年8月15日(火)	昭和47年9月4日(月)	神戸大学	昭和47年	第二次選考は	
	計測工学専攻	8名	昭和47年8月31日(木)	昭和47年9月5日(火)	工学部学会	9月8日(金)	行なわない。	
	化学工学専攻	8名						
	生産機械工学専攻	8名						
	電気工学専攻(B)	8名						
農学研究科	園芸農学専攻	14名						
	植物防疫学専攻	8名	昭和47年8月21日(月)	昭和47年9月7日(木)	神戸大学	昭和47年	第二次選考を	
	農芸化学専攻	12名	昭和47年8月30日(水)	昭和47年9月8日(金)	農学部学会	9月16日(水)	行なう予定で	
	畜産学専攻	12名					ある。	

注) 1. 工学研究科は昭和48年2月に行なう予定である。
 2. 電気工学専攻(B)は新設予定の電子工学専攻を示す。

— 学生課 —

研 修 等

◇昭和47年度近畿地区厚生補導職員研修会

- 期 間：昭和47年8月3日(木)～8月5日(土)
- 会 場：大阪市立中央青年センター
- 参加者：学生部 秦 康夫

- 由井清文
- 河原 宏
- 吉仲且喜
- 経済学部 藤原 稔
- 経営学部 広岡 克己
- 理学部 日浦 文子
- 工学部 荻阪 政雄
- 農学部 高杉 寛
- 教養部 野上 清博
- 管 政裕
- 石川 富士雄

○主 催：中部地区学生補導厚生研究会近畿地区部会,
 文部省, 大阪外国語大学

— 学生課 —

雑 報

◇財団法人満蒙同胞援護会の解散に伴う業務の引継ぎについて

元満州国官吏等外国政府職員の「在職証明」については、従来、満蒙同胞援護会の発行する証明書により事務処理を進めてまいりましたが、満蒙同胞援護会は、昭和47年6月30日限り発展的に解散し、同年7月1日から、社団法人国際善隣協会がその業務を引き継ぐことになりました。

については、従来満蒙同胞援護会会長の名において発行されて来た諸証明書は、今後国際善隣協会理事長の名において発行されることになりましたのでお知らせします。

— 人事課 —

お 知 ら せ

◇一般職の国家公務員の給与勧告について(本学関係分)

一 人事院は、例年のとおり、官民給与の精確な比較を行なうため、「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける国家公務員(以下「職員」という。)の全員について、国家公務員給与等実態調査を実施するとともに、企業規模100人以上・事業所規模50人以上の全国約7,250の民間事業所を抽出して職種別民間給与実態調査を実施し、公務に類似する91職種に該当する約54万人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

上の調査結果に基づく官民給与較差は、いわゆる

春闘による週及改定分を加え、10.68%であることが明らかとなったので、この較差を埋めるため給与改定を行なう必要があると認めた。

本年の給与改善に当たっては、俸給表に重点を置きつつ、諸手当についても種々の配慮を加えることとした。

二 給与改定の内容は次のとおりである。

1 俸給表の改善

(1) 全俸給表の全等級にわたって改善を加えたが、特に、初任給および2人世帯形成時から3人世帯形成時にかけての職員の給与の引上げを中心として、中位等級以下の給与改善に重点を置いた。

職種別には、それぞれの職務の実態に応ずる改善を加えたが、小・中学校教員および看護婦等については特に配慮した。なお、准看護婦については、別に運用上の優遇措置を講ずることとしている。

(2) 初任給については、民間の初任給額を考慮して、一般の事務・技術系の場合、大学卒 5,800円、高校卒 5,400円の引上げとした。

2 諸手当の改善

(1) 扶養手当について、民間における支給状況を考慮し、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

- 配偶者 2,400円(現行 2,200円)
- 子のうち2人 各 800円(現行各 600円)
- 母子家庭の世帯主等配偶者のない職員のうち1人 1,600円(現行 1,400円)

(2) 通勤手当について、民間における支給状況および職員の通勤の実態を考慮し、次のとおり改定することとした。

ア 交通機関等利用者については、運賃等相当額の全額支給の限度を月額 4,000円(現行 2,800円)に引き上げるとともに、運賃等相当額が 4,000円をこえる部分についての2分の1加算の限度を月額 2,000円(現行 1,400円)に引き上げる。

イ 自転車等の交通用具使用者に対する手当に通勤距離による区分を設け、支給月額を次のとおり引き上げる。

- 片道10キロメートル未満 1,000円(現行 900円)
- 片道10キロメートル以上 1,500円
- ただし、交通不便地にあつては、1,800円(現行 1,400円)

ウ 上のアおよびイの改定については、交通機関等と自転車等を併用する者の場合も同様とする。

(3) 特殊勤務手当について、次のように改善することとしている。

ア 病棟に夜間勤務する看護婦に対する夜間看護手当の勤務1回当たりの額を 350円(現行 300円)に引き上げる。

イ 交替制勤務に服する通信職員・税関職員・航空管制官・気象関係職員等に対する夜間特殊業務手当の勤務1回当たりの額を、深夜の全部にわたる場合は 300円(現行 250円)、深夜の一部にわたる場合は 200円(現行 170円)に引き上げる。

付記一期末・勤勉手当の年間支給割合については、調査の結果、民間と均衡が保たれていることが明らかとなったので、現行のままとした。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、俸給で9.35%、諸手当で0.74%、その他で0.59%、計 10.68%(平均 8,907円)となる。

三 俸給の調整額は、昭和32年に現行の制度に改められたものであるが、その算定の基礎となる給与の水準の近年における著しい上昇その他この制度をめぐる諸事情に顕著な変化が生じているので、その適正化について根本的に検討する必要があると考えている。

なお、本年、給与の調査に関連して民間における勤務時間および週休制度の実態を調査したところ、これらの勤務条件については官民の間に見るべき差異のないことが明らかとなったが、本院としては、これらの問題について、今後の情勢の推移にも留意しつつ、なお検討を続ける必要があるものと考えている。

四 給与改定の実施時期については、民間の事業所の約70%において給与改定が4月から行なわれるに至っている実情もあり、本院において種々検討を重ねた結果、4月1日とすることとした。

指定職俸給表

号俸	俸 給 月 額	
	甲	乙
1	325,000 ^円	200,000 ^円
2	345,000	220,000
3	367,000	241,000
4	387,000	261,000
5	407,000	281,000
6	430,000	303,000
7	450,000	325,000

行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	137,900 ^円	104,300 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	51,700 ^円	45,300 ^円	— ^円
2	144,400	109,000	91,900	76,900	63,800	54,500	47,200	36,300
3	150,900	113,900	95,800	80,400	66,800	57,300	49,300	37,500
4	157,500	118,900	99,700	83,900	69,800	60,200	51,600	38,700
5	164,100	123,900	103,600	87,400	72,900	63,100	53,900	39,900
6	170,700	128,900	107,600	90,900	76,000	66,000	56,200	41,600
7	177,300	133,900	111,600	94,700	79,200	68,700	58,500	43,400
8	183,900	138,900	115,600	98,500	82,400	71,400	60,800	45,200
9	190,500	143,900	119,600	102,300	85,700	73,900	62,800	46,500
10	197,100	148,400	123,600	106,100	89,000	76,400	64,800	47,800
11	202,000	152,900	127,600	109,900	92,300	78,900	66,600	49,000
12	205,800	156,700	131,000	113,700	95,500	81,400	68,400	50,200
13	209,600	160,000	134,400	117,000	98,700	83,900	70,200	51,300
14	212,600	162,600	137,800	120,300	101,600	86,100	71,500	52,400
15	215,600	165,200	140,100	123,000	104,100	88,300	72,700	53,400
16		167,800	142,400	125,700	106,100	89,800	73,700	54,300
17			144,600	127,800	107,800	91,100	74,700	55,200
18			146,800	129,900	109,200	92,400	75,700	
19				131,900	110,600	93,600	76,700	
20				133,900	111,900	94,800		
21					113,200	96,000		
22					114,500			

行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	63,100	51,100	45,300	36,600	32,200
2	65,500	53,500	47,100	37,800	33,300
3	67,900	55,900	49,100	39,000	34,400
4	70,300	58,300	51,100	40,300	35,500
5	72,700	60,700	53,100	41,700	36,600
6	75,200	63,100	55,100	43,500	37,700
7	77,700	65,300	57,100	45,300	38,800
8	80,200	67,500	59,100	47,100	40,000
9	82,700	69,700	61,100	48,900	41,400
10	85,000	71,700	63,100	50,700	43,000
11	87,300	73,700	65,100	52,500	44,600
12	89,400	75,700	67,100	54,300	46,200
13	91,500	77,700	69,100	56,000	47,700
14	93,600	79,700	70,800	57,600	49,200
15	95,700	81,700	72,400	58,900	50,700
16	97,800	83,700	73,700	60,200	51,900
17	99,900	85,500	75,000	61,300	53,100
18	101,900	86,900	76,300	62,400	54,200
19	103,900	88,200	77,300	63,400	55,300
20	105,500	89,300	78,300	64,300	56,200
21	107,000	90,400	79,200	65,200	57,100
22	108,400	91,500	80,100	66,000	58,000
23	109,800	92,500	81,000	66,800	58,900
24	111,100	93,500	81,800	67,600	59,800
25	112,400	94,500	82,600	68,400	60,600
26	113,700			69,200	61,400
27					62,200
28					63,000
29					63,800
30					64,600

教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1			67,500	49,600	39,900
2		80,400	71,000	52,500	41,700
3	109,400	84,800	74,500	55,400	43,800
4	114,500	89,200	78,300	58,400	46,000
5	119,600	93,600	82,100	61,400	48,200
6	124,700	98,100	85,900	64,400	50,400
7	129,800	102,600	89,700	67,400	53,000
8	134,900	107,100	93,500	70,400	55,900
9	140,000	111,600	97,100	73,500	58,800
10	145,100	116,100	100,700	76,600	61,700
11	150,200	120,100	104,300	79,700	64,600
12	155,400	123,800	107,500	82,700	67,500
13	160,600	127,200	110,700	85,700	70,300
14	165,800	130,600	113,900	88,400	73,000
15	171,000	134,000	117,000	91,100	75,700
16	176,200	137,400	119,900	93,800	78,400
17	181,400	140,400	122,800	96,500	81,100
18	186,400	143,400	125,700	98,600	83,800
19	191,200	146,100	128,600	100,700	86,300
20	196,000	148,800	131,500	102,800	88,700
21	200,800	151,300	134,200	104,900	90,600
22	205,300	153,800	136,700	106,800	92,500
23	209,600	156,300	139,000	108,700	94,100
24	212,600	158,600	141,300	110,500	95,700
25	215,600	160,700	143,400	112,300	97,100
26		162,800	145,500	114,100	98,500
27		164,900	147,200	115,700	99,800
28		167,000		117,300	101,100

教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		46,700円	
2	89,500	49,600	38,700
3	93,200	52,000	39,900
4	96,900	54,500	41,100
5	100,600	57,000	43,200
6	104,300	59,500	45,500
7	108,400	62,100	47,900
8	112,500	64,700	50,200
9	116,600	67,300	52,600
10	120,700	69,900	55,100
11	124,800	73,000	57,600
12	128,900	76,200	60,200
13	132,800	79,400	62,800
14	136,600	82,600	65,400
15	140,400	85,800	68,000
16	144,200	89,100	70,600
17	148,000	92,600	73,200
18	151,500	96,200	75,700
19	155,000	99,800	78,200
20	158,500	103,300	80,500
21	162,000	106,800	82,800
22	165,200	110,300	85,100
23	168,400	113,800	87,400
24	171,200	117,100	89,300
25	174,000	120,400	91,200
26	176,800	123,300	93,100
27		126,200	94,700
28		128,800	96,300
29		131,400	97,900
30		133,600	99,300
31		135,800	100,700
32		138,000	102,100
33		140,100	103,400
34		142,200	104,700
35		143,900	106,000
36		145,600	107,200
37		147,300	108,400
38		149,000	
39		150,700	

教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		41,100円	
2	75,300	43,800	38,700
3	78,500	46,700	39,900
4	81,700	49,600	41,100
5	85,100	51,900	43,200
6	88,600	54,300	45,500
7	92,100	56,700	47,900
8	95,600	59,100	50,200
9	99,100	61,600	52,500
10	102,600	64,100	54,800
11	106,000	66,600	57,100
12	109,400	69,200	59,300
13	112,800	72,200	61,500
14	116,100	75,300	63,700
15	119,400	78,400	65,800
16	122,400	81,500	67,900
17	125,300	84,700	70,000
18	127,900	88,000	72,100
19	130,500	91,400	73,900
20	132,800	94,800	75,700
21	135,100	98,200	77,000
22	137,300	101,200	78,300
23	139,500	103,700	79,600
24	141,600	106,100	80,700
25	143,300	108,000	81,800
26	145,000	109,900	82,900
27	146,700	111,800	84,000
28	148,400	113,700	
29		115,600	
30		117,400	
31		119,200	
32		120,800	
33		122,400	
34		124,000	
35		125,500	
36		127,000	
37		128,400	
38		129,800	
39		131,200	

医療職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	108,100	80,100	58,100	46,300	40,000	—
2	113,100	83,800	61,100	48,200	41,900	37,500
3	118,100	87,500	64,100	50,400	43,800	38,700
4	123,200	91,200	67,100	52,600	45,700	39,900
5	128,300	95,200	70,100	55,100	47,600	41,600
6	133,400	99,200	73,100	57,600	49,800	43,400
7	138,500	103,200	76,100	60,400	52,000	45,200
8	143,500	107,100	79,300	63,200	54,200	46,600
9	148,100	110,900	82,500	66,000	56,400	47,800
10	152,700	114,700	85,800	68,700	58,600	48,800
11	156,700	117,900	89,100	71,400	60,800	49,800
12	160,300	121,100	92,400	73,900	62,800	50,700
13	163,100	123,900	95,600	76,400	64,800	51,600
14	165,700	126,700	98,800	78,900	66,600	
15	168,300	128,900	101,600	81,400	68,400	
16	170,800	131,100	104,400	83,900	70,200	
17	173,300	133,200	106,500	86,100	71,500	
18		135,300	108,400	88,300	72,700	
19		137,300	109,900	89,800	73,700	
20		139,300	111,400	91,100	74,700	
21			112,800	92,300		
22			114,200	93,500		
23			115,600			

医療職俸給表(三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	91,200	69,700	58,400	44,100	38,200
2	94,800	72,600	61,100	46,100	39,600
3	98,400	75,500	63,800	48,100	41,000
4	102,000	78,500	66,500	50,100	42,400
5	105,700	81,600	69,200	52,100	44,100
6	109,400	84,700	71,900	54,100	46,000
7	113,100	87,800	74,600	56,200	48,000
8	116,800	90,900	77,400	58,300	50,000
9	120,300	94,000	80,200	60,400	52,000
10	123,800	97,100	82,900	62,500	54,000
11	127,100	100,200	85,500	64,600	56,000
12	130,400	103,200	88,100	66,700	58,000
13	133,700	106,000	90,700	68,800	60,000
14	136,300	108,800	93,000	70,900	62,000
15	138,600	111,200	95,300	73,000	64,000
16	140,900	113,600	97,300	74,500	65,800
17	142,900	116,000	99,100	76,000	67,500
18	144,900	117,800	100,900	77,500	68,800
19	146,900	119,600	102,600	79,000	70,100
20		121,300	103,900	80,500	71,100
21		122,900	105,200	81,800	72,100
22		124,500	106,500	83,000	73,100
23		126,000	107,800	84,000	74,100
24		127,300	109,100	85,000	
25		128,600		86,000	
26		129,900		87,000	